

弁護士等が一定の法律事務の依頼をお受けする際に、

本人特定事項 の確認

をすることがあります。

ご理解とご協力をお願いします！

氏名	ジャフバ	●●00年09月01日生
住所	東京都千代田区霞が関	
交付	●●00年01月01日	12345
免許の条件等	運転免許証	
第	1234567890000	号
0-0-0	●●00年01月01日	-
0	●●00年01月01日	-
00	●●00年01月01日	-
		公安委員会 印

日本弁護士連合会
広報キャラクター
ジャフバ

日本弁護士連合会は、「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程及び規則」を定めています。規程及び規則に基づき、以下の場合には、弁護士等が「本人特定事項の確認」をすることがあります。

- 法律事務に関連して、依頼者の口座を管理したり、依頼者から現金(送金を含む)、有価証券その他の資産を預かったり、そのような資産を管理する場合※2
- 規程が定める不動産の売買など、一定の取引等について、弁護士等が依頼者のために、その準備又は実行をする場合※3

弁護士等が「本人特定事項の確認」をする際には、次のような書類をご提示いただき、コピーをとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。※4

個人の場合

官公庁等が発行した顔写真付きのもの(運転免許証、旅券等)1点か、氏名・住居・生年月日の記載がある2種類の保険証・年金手帳等

法人の場合

法人設立登記に係る登記事項証明書等

詳しくは、日本弁護士連合会のウェブサイトをご参照ください。

https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/icc/mimoto_kakunin.html

日本弁護士連合会 Q

※1 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人 ※2 規程第2条第1項本文 ※3 規程第2条第2項

※4 規程第2条第3項第1号、規程第2条第3項第2号